相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市鬼柳町打越二二六番地、最後の住所岩手県北上市和賀町長沼二地割一番地一三　市営春木場住宅九棟二号

被相続人　亡　佐藤　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

岩手県北上市大通り一丁目三番一号　北上開発ビル二階　きたかみイーハトーブ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安部　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区種次字中斎一二三番地、最後の住所仙台市若林区種次字中斎一一九番地

被相続人　亡　相澤　梅治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

仙台市青葉区大町一丁目二番一号ライオンビル七階　荒井・今泉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂口真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字追ケ草一七番地二、最後の住所福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原一四二番地八福島県きびたき寮

被相続人　亡　藤田　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

福島県白河市明戸一一四番地二

相続財産管理人　弁護士　吉川　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大飯郡高浜町今寺第八号九番地、最後の住所東京都台東区清川一丁目一番六号寿荘二〇八

被相続人　亡　大**而**　勝亥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

事務所東京都中野区中央五―三―一一ロイヤルプラザ中野三〇二号室新中野中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井村　華子

（登録姓　太田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市北金目一五五七番地二、最後の住所神奈川県平塚市北金目一丁目一三番八号

被相続人　亡　浅井　直忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

神奈川県小田原市本町一―一〇―二五　アオバビル二階　西湘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中根　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字古井田一六八番地三、最後の住所愛知県一宮市木曽川町黒田字往還東ノ切一一番地一

被相続人　亡　山口　雅喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

愛知県一宮市本町四―一―三ＩＴＫビル五〇二フロイデ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県野洲市吉川一一〇二番地、最後の住所滋賀県野洲市吉川二四番地

被相続人　亡　辻　重良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

事務所滋賀県大津市京町二丁目一―一八初音ビル二階ひらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古山　力

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区新シ町通蛸薬師下る下黒門町四六〇番地、最後の住所京都市中京区新シ町通錦小路上る下黒門町四六〇番地

被相続人　亡　辻　とし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇〇番地　弘希ビル二階・三階

相続財産管理人　弁護士　神子　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区南恩加島二丁目二番地八、最後の住所大阪市東淀川区菅原一丁目一五番一五号コーラル菅原一〇一号

被相続人　亡　松崎　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

大阪市北区豊崎三―二―一淀川五番館七階

相続財産管理人　弁護士　中西　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田郡有田川町大字宮川二三九番地、最後の住所和歌山県有田郡有田川町大字熊井六八九番地二六

被相続人　亡　小池　敏世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

事務所和歌山県和歌山市三番丁四八番地

相続財産管理人　司法書士　谷口　文利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市元寺町南ノ丁三八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙山　繁代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

事務所和歌山県橋本市東家一丁目一番一五号ファーサードビル二階　紀北はしもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀江　佳史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市甲田町深瀬二四六番地二、最後の住所山口県岩国市山手町三丁目二〇番一一号

被相続人　亡　田川美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

山口県防府市大字向島六二八番地

相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市有家町尾上二〇五六番地、最後の住所長崎県南島原市有家町山川三八二番地二苑田アパート

被相続人　亡　松**崎**　千城

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月六日

長崎県島原市片町六一六番地一　一階

相続財産管理人　弁護士　山下　雄一